

第3号議案

平成25年度の事業計画(案)

昭和43年に設立された社団法人日本トロール底魚協会は、公益法人改革の下、平成25年3月19日付けで内閣府から一般社団法人としての認可通知を受け、4月1日から新たに「一般社団法人日本トロール底魚協会」として再出発し、従前にも増して積極的に業務を推進することとする。

国際漁場での水産資源の水準や海洋環境の変動、更には再燃する燃油価格の高騰の中で、平成25年度の遠洋トロール漁業等を取り巻く国内外の環境に大きな改善の兆しが見あたらず、本年度の事業も概ね従前通りの厳しい展開となると予想される。

平成24年12月の新政権発足により、日本経済の再生を図るとの基本方針の下、農林水産分野は成長戦略の中で「攻めの農林水産業」として位置づけされ、競争力のある産業に再生することが求められている。一方、世界的には健康志向から水産物需要は益々高まる傾向にあり、「攻めの水産業」の重要な柱が水産物の安定供給であり、その生産手段である漁船漁業の再構築である。このためには、操業コストの多くを占める燃油代の高騰対策、若年層を含む漁業就業者の確保育成、更には、高コスト高船齢の漁船を低コストで生産性の高い漁船に切り替える措置が不可欠であり、その対策を講じて行く。

このような状況の下、新たな取り組みとして我が国遠洋トロール漁業等を競争力のある産業に再生する事業を行う。その一つとして、当協会員の被災船の復旧復興に向け、国・県・市などの支援を受けて建造された我が国初めての北欧型トロール漁船は、7月には竣工する予定である。この北欧型トロール漁船が、若年層に魅力のある、また、漁業経営上将来性のある漁船として定着することを目指すと共に、我が国の漁船漁業再構築の礎になるよう支援していく。

漁業界全体の中で、当協会の果し得る役割は限られるが、従前通り、我が国遠洋トロール漁業等の維持・再生・発展に不可欠である国際競争力強化のために必要な規制緩和と関係法令の改正などに、引き続き積極的に取り組んで行く。

更に、既存の国際条約水域への取り組みに加え、インド洋公海水域など新規の漁場に関しても、条約化への取組みや未利用水産資源開発などを関係省庁などと協力しながら積極的に推進し、遠洋トロール漁業の更なる経営改善に繋がる事業を推進する。

第3号議案

平成25年度の事業計画(案)

昭和43年に設立された社団法人日本トロール底魚協会は、公益法人改革の下、平成25年3月19日付けで内閣府から一般社団法人としての認可通知を受け、4月1日から新たに「一般社団法人日本トロール底魚協会」として再出発し、従前にも増して積極的に業務を推進することとする。

国際漁場での水産資源の水準や海洋環境の変動、更には再燃する燃油価格の高騰の中で、平成25年度の遠洋トロール漁業等を取り巻く国内外の環境に大きな改善の兆しが見あたらず、本年度の事業も概ね従前通りの厳しい展開となると予想される。

平成24年12月の新政権発足により、日本経済の再生を図るとの基本方針の下、農林水産分野は成長戦略の中で「攻めの農林水産業」として位置づけされ、競争力のある産業に再生することが求められている。一方、世界的には健康志向から水産物需要は益々高まる傾向にあり、「攻めの水産業」の重要な柱が水産物の安定供給であり、その生産手段である漁船漁業の再構築である。このためには、操業コストの多くを占める燃油代の高騰対策、若年層を含む漁業就業者の確保育成、更には、高コスト高船齢の漁船を低コストで生産性の高い漁船に切り替える措置が不可欠であり、その対策を講じて行く。

このような状況の下、新たな取り組みとして我が国遠洋トロール漁業等を競争力のある産業に再生する事業を行う。その一つとして、当協会員の被災船の復旧復興に向け、国・県・市などの支援を受けて建造された我が国初めての北欧型トロール漁船は、7月には竣工する予定である。この北欧型トロール漁船が、若年層に魅力のある、また、漁業経営上将来性のある漁船として定着することを目指すと共に、我が国の漁船漁業再構築の礎になるよう支援していく。

漁業界全体の中で、当協会の果し得る役割は限られるが、従前通り、我が国遠洋トロール漁業等の維持・再生・発展に不可欠である国際競争力強化のために必要な規制緩和と関係法令の改正などに、引き続き積極的に取り組んで行く。

更に、既存の国際条約水域への取り組みに加え、インド洋公海水域など新規の漁場に関しても、条約化への取組みや未利用水産資源開発などを関係省庁などと協力しながら積極的に推進し、遠洋トロール漁業の更なる経営改善に繋がる事業を推進する。

当協会所属のトロール漁船・底延縄漁船等が活躍する国際漁場では、年々環境保護団体の活動が活発化しており、海洋保護区の拡大や海洋生態系保護のための国際会議等が頻繁に開催されている。既存の漁場が制約を受けないよう、更には、当協会所属漁船の操業継続に支障を来さないようこれらの国際会議等には適切に臨機に対応し、遠洋トロール漁業等の存続を図る。

I. 國際対策事業

(1) 北方トロール漁業

①天皇海山水域については、関係各国は当該水域をカバーする（北太平洋公海漁業管理機関）条約を未だ批准していないが、我が国は今国会で批准のための承認を得る予定である。同条約は4ヶ国が批准した日から180日後に発効するが、その間、手続き規則・事務局設置・分担金計算方法などの準備会議や科学者会議などが開催されることになるので、引き続き我が国の権益が確保されるよう業界としてもこれらの会議に積極的に参画し支援する。我が国は、当該水域での操業の歴史は古く、当該水域は当協会所属漁船の主要な漁場でもあり、また、日本が主体で調査や操業をしている海域でもある。今後同機関の活動が本会海域の操業に重大な影響を与えることから、同機関への支援を適宜適切に行う必要がある。このことから、我が国としては、同機関の事務局を我が国に設置するべきであり、このため9月に台湾で開催される第5回準備会合においては、事務局招致に向けて、積極的に関係省庁へ働きかけを行う。

②ベーリング公海スケトウ操業の再開に向けて関係国議に参加すると共に科学者専門家会議を支援する。

(2) 南方トロール漁業

①NAFO(北西大西洋)・CCAMLR(南氷洋)・SEAFO(南東大西洋)・SIOFA(南インド洋)等の公海操業については、引き続き必要に応じ多国間協議や国際会議を通じて漁場の維持拡大に努める。NAFO水域については、日本漁船による操業再開に向けて、平成25年はカナダとの共同事業を実施する。SEAFO水域、CCAMLR水域では、従前同様メロ等の操業が安定的に確保出来るよう関係機関の各種委員会や会議に参加し、操業の維持存続に務める。SIOFA水域の動向は、まだ不透明であるが、引き続き情報収集及び日本の早期批准を関係省庁に働きかける。

②NZ・北米・南米諸国との合弁企業による事業については、昨年に引き続き本年度も、相手国の政府関係者及び業界関係者との意志疎通を図り、事業の維持存続に努める。特に、NZにおける漁船旗国の国内化法案については、従前同様日本漁船のまま操業が可能となるよう、関係省庁と協力して日本漁船の適用除外をNZ当局へ働きかけを行う。

(3) その他、遠洋底魚漁業再構築と漁場開発等の為に必要な措置

①政府間漁業協議・多数国間会議・民間協議への参加及び新規漁場開発・合弁事業推進のため積極的に担当者を派遣する。

②関係国との意志の疎通や交流を図るため、関係省庁や海外漁業協力財団等の協力を得て、外国の関係者の日本への招請、我が国の調査団・専門家・技術者の派遣を行う。

③従前同様関係会員を中心に必要に応じ欧米諸国等へのミッション派遣を含め、最先端のトロール漁業の実情及び新技術開発等の視察を行い、遠洋トロール漁業再構築の一助とする。

④公海域での漁業活動については、我が国遠洋トロール漁業等に影響を及ぼさないよう、当会としても昨年に引き続き不当な反漁業活動の阻止に努めるため、必要に応じ ICFA(国際水産団体連合)や FAO(国連食糧農業機関)・国連等の国際機関への働きかけを関係省庁と連携して行う。

II. 国内対策事業

(1) 本年7月に竣工する被災船の代船として建造された欧州型トロール漁船（第51開洋丸）については、当協会が「がんばる漁業創設支援事業」の事業主体として、本年より3年間に亘り事業を実施する。この事業を活用し、新漁場・新資源開発を行い、高い衛生基準による安全・安心な水産物を提供し、環境保全対策・労働環境の改善など省エネ・省コストの経済効率性の高い将来展望の描ける当該トロール船の操業を支援し、遠洋トロール漁業の再構築の礎に貢献する。

(2) 燃油の高騰は、漁船の操業コストに直接大きな影響を与えることになるので、引き続き漁業経営セーフティネット事業に参画し、燃油価格補助等の支援策に取り組むと共に、その内容の一層の充実を政府や関係省庁へ要請し、その実現に努める。

(3) 遠洋トロール漁船団の維持存続が非常に厳しい状況にある中で、水産庁の漁船漁業構造改革推進事業については、積極的に取り組み、漁業経営の改善を図る。また、国際競争力のある多種多様な事業が展開できるよう必要不可欠な規制緩和等の要請については、会員や関係団体との連携と協力を密にし、三者（水産庁・国交省・業界）会議で業界の意向が実現出来るよう努める。また、遠洋漁業の将来のあり方に関し、当協会会員及び関係団体とも連携し、国際漁場における我が国遠洋漁業の維持存続を図るための取組を行う。

(3) その他、遠洋底魚漁業再構築と漁場開発等の為に必要な措置

①政府間漁業協議・多数国間会議・民間協議への参加及び新規漁場開発・合弁事業推進のため積極的に担当者を派遣する。

②関係国との意志の疎通や交流を図るため、関係省庁や海外漁業協力財團等の協力を得て、外国の関係者の日本への招請、我が国の調査団・専門家・技術者の派遣を行う。

③従前同様関係会員を中心に必要に応じ欧米諸国等へのミッション派遣を含め、最先端のトロール漁業の実情及び新技術開発等の視察を行い、遠洋トロール漁業再構築の一助とする。

④公海域での漁業活動については、我が国遠洋トロール漁業等に影響を及ぼさないよう、当会としても昨年に引き続き不当な反漁業活動の阻止に努めるため、必要に応じ ICFA(国際水産団体連合)や FAO(国連食糧農業機関)・国連等の国際機関への働きかけを関係省庁と連携して行う。

II. 国内対策事業

(1) 本年7月に竣工する被災船の代船として建造された欧州型トロール漁船（第51開洋丸）については、当協会が「がんばる漁業創設支援事業」の事業主体として、本年より3年間に亘り事業を実施する。この事業を活用し、新漁場・新資源開発を行い、高い衛生基準による安全・安心な水産物を提供し、環境保全対策・労働環境の改善など省エネ・省コストの経済効率性の高い将来展望の描ける当該トロール船の操業を支援し、遠洋トロール漁業の再構築の礎に貢献する。

(2) 燃油の高騰は、漁船の操業コストに直接大きな影響を与えることになるので、引き続き漁業経営セーフティネット事業に参画し、燃油価格補助等の支援策に取り組むと共に、その内容の一層の充実を政府や関係省庁へ要請し、その実現に努める。

(3) 遠洋トロール漁船団の維持存続が非常に厳しい状況にある中で、水産庁の漁船漁業構造改革推進事業については、積極的に取り組み、漁業経営の改善を図る。また、国際競争力のある多種多様な事業が展開できるよう必要不可欠な規制緩和等の要請については、会員や関係団体との連携と協力を密にし、三者（水産庁・国交省・業界）会議で業界の意向が実現出来るよう努める。また、遠洋漁業の将来のあり方に関し、当協会会員及び関係団体とも連携し、国際漁場における我が国遠洋漁業の維持存続を図るための取組を行う。

(4) TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)・WTO(世界貿易機関)・EPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)対策としては、非関税障壁(IQなど)や関税撤廃などの自由貿易への流れを加速させる各国の動向が懸念される。我が国にとって水産業は、国民に安全・安心な動物性蛋白食料を供給する重要な産業であり、無秩序な自由貿易、特に性急な水産物貿易自由化は、我が国漁船漁業に壊滅的打撃を与え、漁業生産の大幅な減少を招く恐れが極めて高く、食料の安全保障政策の崩壊を招くとの観点から、本年度も全国水産物輸入対策協議会(輸対協)の活動を通じて水産物貿易自由化の動向を十分注視し、迅速かつ適切に対応することとする。

(5) 従来の海外合弁事業や新規の海外合弁事業について、現地でのトロール事業等がスムーズに実施できるよう、会員が必要とする輸入割当枠を積極的に確保し、その拡大に努める。

(6) 漁船マルシップ制度のスムーズな推進に向けて、引き続き関係省庁・関係団体等との意志疎通を図る。また、当協会会員各社と連絡を密にし、漁船マルシップ制度による漁船漁業の安定な継続を図る。

(7) 漁船員の深刻な不足が予想されるため、新規就労者の確保に向けて水産関係団体や海事関係団体などと協力し、抜本的な対策を検討する。

(8) 引き続き、当協会が管理する輸入割当枠については、管理費用を含め適切な運営を図る。

III. その他

(1) 外国漁業政策・規則等の資料を入手し会員に配布する。

(2) 関係官庁及び関係団体等との緊密な連携と協調のもとに、遠洋トロール漁業等発展のための諸問題の解決を図る。

(3) 会員相互の親睦を図り、本会の部会や委員会の活動を通じて本会事業の円滑な運営を図る。

(4) 必要に応じ遠洋トロール漁業等に関係する問題に積極的に関与し、遠洋漁業の必要性と重要性について、引き続き広く一般の認識醸成に取組み、併せて、国際競争力のある遠洋トロール漁業等の実現に努める。